資料６-③

新幼支第２５８号
令和６年６月２１日

教育・保育施設長　様

新潟市こども未来部
幼保支援課長
（幼児教育・保育グループ）

教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（依頼）

日ごろより、園児の健康管理及び安全確保にご尽力いただき感謝申し上げます。

標記の件につきまして、令和６年５月３０日付事務連絡にて、こども家庭庁より通知（資料①）があったところです。貴施設におかれましては、プール活動・水遊び前に際してのリスクの再確認、監視体制の整備、救命措置の研修実施など、事故防止の取り組みを徹底いただくようお願いいたします。

なお、事故防止のポイントなどを整理した資料を併せて送付しますのでご活用ください。

【添付資料】

資料①
「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故の防止及び熱中症事故の防止について」（令和 6 年 5 月 30 日こども家庭庁）

資料②
「プール活動・水遊び 監視のポイント」（令和 2 年 5 月 21 日消費者安全調査委員会）

資料③
「プール活動・水遊びにおける事故防止について」（幼保支援課）

資料④
「プール活動・水遊びの前に…これだけは確認！（チェックリスト）」（幼保支援課）

新潟市こども未来部幼保支援課
幼児教育・保育グループ
電話番号：025-226-1216

資料①

事　務　連　絡
令和６年５月 30 日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課
各都道府県・指定都市・中核市放課後児童クラブ担当課
各都道府県・指定都市・中核市児童館担当課
各都道府県・指定都市・中核市子育て短期支援事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市子育て世帯訪問支援事業担当課　御中
各都道府県・指定都市・中核市児童育成支援拠点事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市地域子育て支援拠点事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業）担当課
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
消費者庁消費者安全課

教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止
及び熱中症事故の防止について

平素から教育・保育施設等（以下「各施設等」という。）における重大事故の防止について、御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

夏季においては、プール活動・水遊びの機会が増加する時期であり、水に関する重大事故の発生が懸念されます。

各施設等における事故防止については、平成 28 年３月 31 日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

（以下「ガイドライン」という。）において示しておりますが、ガイドラインが対象として念頭に置いている施設・事業を含めた各施設等（※）におけるプール活動・水遊びの開始時期に合わせて、ガイドライン（施設・事業者向け）中の注意すべきポイント等の記載事項を改めて確認し、事故防止対策を徹底していく必要があります。

また、これからは気温の高い日が続くと予想されることから、熱中症事故の発生も懸念されますので、送迎用バス等への置き去り事案をはじめとした熱中症による重大事故の防止についても、対策を講じていくことが重要です。

以上のことから、各地方公共団体等におかれましては、下記のとおりプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故を防止するために必要な対策について、改めて各施設等に周知していただくとともに、各施設等において必要な取組が確実に実施されるよう、適切に指導いただくようお願いします。

※　本通知が対象とする「各施設等」とは、以下を指します。

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業、認可外保育施設、放課後児童クラブ、児童館、子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、障害児支援事業

記

１．プール活動・水遊びの事故防止

（１）監視体制の確保

プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。

（２）職員への事前教育

事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、こどものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行うこと。

「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」※ガイドライン２ページ

○　監視者は監視に専念する。
○　監視エリア全域をくまなく監視する。
○　動かないこどもや不自然な動きをしているこどもを見つける。
○　規則的に目線を動かしながら監視する。
○　十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
○　時間的余裕をもってプール活動を行う。　等

（３）緊急事態の対応等

施設・事業者は、職員等に対し、心肺蘇生法を始めとした応急手当等及び119 番通報を含めた緊急事態への対応について教育の場を設け、緊急時の体制を整理し共有しておくとともに、緊急時にこれらの知識や技術を活用することができるように日常において実践的な訓練を行うこと。

２．熱中症事故の防止

（１）環境の整備等

熱中症事故は、命に係わる危険があるが、適切な環境の整備等を行うことで予防が可能であるため、以下のような点に留意すること。

○　活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整えること。
○　活動中や活動終了後に水分や塩分の補給を行うこと。
○　熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うこと。
○　こどもが送迎用バス等に置き去りにされた場合、命の危険に関わる熱中症事故のリスクが極めて高いことから、関係府省令等の改正により、
・　送迎用バスの運行に限らず、自動車への乗降車の際に点呼等の方法でこどもの所在を確認すること
・　送迎用バスへの安全装置の装備及び当該装置を用いてこどもの降車の際に所在を確認すること

が義務化されたことを踏まえ、こどもの所在確認を徹底し、置き去り事故を防止すること。

なお、安全装置はあくまでヒューマンエラーを補完するものであることを踏まえ、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」等を活用し、こどもの乗り降りの際、職員による点呼やこどもの顔を目視する等の方法により、置き去りを防ぐための所在確認を確実に実施すること。

（２）各種活動実施に関する判断

熱中症事故の防止のためには、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者及び伝達方法を、各施設等における危機管理マニュアルなどにおいて予め具体的に定め、職員間で共通認識としておくことが有効であり、熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）を用いることが考えられる。

暑さ指数は、環境省の「熱中症予防情報サイト」で地域ごとの実況値・予測値を確認できる。

また、同サイトでは、「熱中症警戒アラート（熱中症の危険性が極めて高

くなると予測される際（暑さ指数が 33 を超える場合）に発令)」及び「熱中症特別警戒アラート(熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある際（暑さ指数が 35 を超える場合）に発令)」等も確認することができる。

なお、域内の暑さ指数の実況値・予測値、熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートの発表の有無にかかわらず、実際に活動する場所における熱中症の危険度を、暑さ指数等を活用して把握し、適切な熱中症予防を行うことが重要であることに十分留意すること。

（３）こどもに対する声掛け

熱中症事故の防止に関して、こどもが自ら体調を意識し、必要な時には人に伝えられるようになるよう、以下のような事項を発達段階等に応じて適切に促すこと。

○　暑い日には帽子を着用するなどして日差しを遮ること、通気性・透湿性の悪い服装を避けること。
○　身体を動かして遊んだり、施設の外に出掛けたりする時は、こまめに水分を補給し休憩をとること。
○　体調がいつもと違うと感じた時には、すぐに職員に伝えること（発達段階等によって、伝え方が様々であることに留意すること。）。

３．参考事項

プール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止については、別添「こどもの重大な事故を防ぐためのポイント（みずあそび、応急処置)」（令和５年度子ども・子育て支援調査研究事業、発行：PwC コンサルティング合同会社）のほか、参考となる資料を以下のとおり示しているので、各施設等の実状に応じた資料を活用して、事故防止に努めること。

【参考資料】

○　プール活動・水遊びの事故防止

- 「プール活動・水遊び監視のポイント」消費者安全調査委員会
  https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/pdf/teaching_material_200527_0001.pdf
- 「プール活動・水遊びに関するチェックリスト」消費者安全調査委員会
  ～園長用～
  https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_003_190617_0001.pdf
  ～監視を担当する職員・スタッフ用～
  https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_003_190617_0002.pdf
- 「守ろう！いのち 学び合おう！水辺の安全」
  公益財団法人 日本ライフセービング協会
  https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/
  ＜事前学習＞　監視の基本編
  https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/pre-learning/monitoring.html

○　熱中症事故の防止

- 「熱中症予防情報サイト」環境省
  https://www.wbgt.env.go.jp/
- 「熱中症・水難事故防止関連情報」文部科学省
  https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html
- 「Vol.626 早めの熱中症予防！症状が現れたら速やかな処置を！」
  （令和５年５月８日付、こども安全メール from 消費者庁）消費者庁
  https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20230508/
- 「熱中症の予防」パンフレット、ポスター等
  独立行政法人日本スポーツ振興センター
  https://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/337/Default.aspx#heat
- 「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」
  内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省
  https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri/

【問合せ先】

- **ガイドラインに関すること**
  こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
  Tel:03-6858-0183

- **保育所及び認定こども園（幼稚園型を除く）に関すること**
  こども家庭庁成育局成育基盤企画課企画法令第二係
  Tel:03-6861-0054

- **認可外保育施設に関すること**
  こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
  Tel:03-6858-0133

- **放課後児童クラブ、児童館に関すること**
  こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
  Tel:03-6861-0303

- **子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業に関すること**
  こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
  Tel:03-6861-0224

- **地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業に関すること**
  こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
  Tel:03-6861-0519

- **障害児支援事業に関すること**
  こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
  Tel:03-6861-0063

- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園(幼稚園型)に関すること**
  文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
  安全教育推進室学校安全係
  Tel:03-6734-2966

みずあそび のときにきをつけること

こどもの重大な事故を防ぐためのポイント ねる・たべる・みずあそび

教育・保育施設等の職員向け

❶ 監視体制を確保しましょう

□「**専ら監視を行う者**」と「**指導等を行う者**」を**分けて配置**し、**役割分担を明確**にする

□十分な監視体制の確保ができない場合は、プール活動・水遊びの中止も選択肢とする

❷ 監視者は監視に専念し、こどもから目を離さないようにしましょう

□監視者は、**片付け、こどもの相手など他の作業を行わない（時間的余裕をもつ）**

□**目立つ色の帽子**などを身につける…**誰が監視者であるか分かる**ようにする

□こどもに「監視の先生はみんなを守ることが仕事なので、話しかけない・用を頼まない・一緒に遊んだりできない」ことを知らせておく

□エリア**全域を見渡せる場所**から**規則的に目線を動かしながら監視**する

□**動かないこども**や、集団から外れて動くなど**不自然な動きをしているこども**を見つける

みずあそびのときにひそむリスク

- 過去に、監視役の先生が、遊具の片付けなど、**ほかの作業を行っていて、ふと目を話したすきに、こどもがおぼれた事故**が起こっている
- **監視場所に近いところ**や、**浅い場所**など、一般に安全と思われる場所も、おぼれる可能性がある
- おぼれるときは、助けを求めたり、苦しくて暴れるといった反応とは限らず、**静かにおぼれることも多い**と言われている

別　添

応急処置

こどもの重大な事故を防ぐためのポイント

教育・保育施設等の職員向け

ねる・たべる・みずあそび

もしこどもの窒息などが起きてしまったら

突然心臓が止まったり、おぼれたりした場合、
一刻も早い手当てが必要です。
すぐに**119番・応急処置**を開始しましょう。

心肺蘇生法 胸骨圧迫（心臓マッサージ）

強さ　胸の厚さが３分の１くらい沈む強さ

速さ　１分間に100～120回

幼児：胸骨の下部分を、手のひらの根元で押す

乳児：左右の乳頭を結んだ線の中央で少し足側を、指２本で押す

背部叩打法

幼児：こどもの後ろから片手を脇の下に入れ、胸と下あご部分を支えて突き出し、あごをそらせる。片手の付け根で両側の肩甲骨の間を強く迅速に叩く

乳児：片腕にうつぶせに乗せ顔を支えて、頭を低くして、背中の真ん中を平手で何度も連続して叩く

胸部突き上げ法

片手で体を支え、手の平で後頭部をしっかり支える。
心肺蘇生法の胸部圧迫と同じやり方で圧迫

腹部突き上げ法

後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上方へ圧迫
（※幼児のみ、乳児は除く）

参考資料

こども家庭庁
教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議 年次報告
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/

こども家庭庁
乳幼児突然死症候群（SIDS）について
https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids/

消費者庁
食品による子どもの窒息・誤嚥（ごえん）事故に注意!
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_047/

政府広報オンライン
窒息事故から子どもを守る
※玩具や食べ物などによる窒息のメカニズム・事故が起きてしまった際の対処法を解説
https://www.gov-online.go.jp/prg/prg16245.html

こども家庭庁
こどもの事故防止ハンドブック
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/handbook

消費者庁
幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/

監修　令和５年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』等の効果的な周知方策についての調査研究事業」検討委員会

編集・発行　PwCコンサルティング合同会社　　**デザイン**　富田誠・富田真弓　　**イラスト**　岩瀬未佳

資料②

別添②

幼稚園、保育所、認定こども園の先生方へ

プール活動・水遊びの溺れ事故を防ぐため、監視役の先生は、最初から最後まで監視に専念！

～監視のポイント～

1．監視役の先生は、子どもより先にプールサイドへ

始める前に

子どもたちの着替え、シャワー、消毒のサポート等々、しなければならない事が沢山あり、ついつい監視役の先生も、他の先生の手伝いをして、プールへの到着が遅れることがあります。一方で、準備ができた子どもは、早く水遊びをしたいため、プールに近づき、中をのぞき込んだりします。

監視役の先生は、必ず子どもより先にプールに行き、監視が始められる状態になってから、子どもを迎えるようにしましょう。

2．監視役の先生は、プール全体を見渡せる場所で監視に専念！ 交代するときは、子どもたちに目を配ったまま

実施中

子どもが監視役の先生の視野の範囲（視界）の外に行ってしまうことがあります。また、交代するときに、監視ができていない状態が発生してしまうことがあります。

過去には、監視役の先生が、遊具の片付けなど、ほかの作業を行っていて、ふと監視の目を離した隙に、溺死事故が起こっています。

監視役の先生は、監視に専念しましょう。プール内外で子どもが困っているのを見つけても、怪我や事故につながる緊急時以外は他の先生に知らせるだけにとどめ、自分は監視を続けましょう。監視を交代するときも、子どもたちから目を離さないようにし、次の監視役の先生にその場で簡単に引継事項を伝えましょう。

3．監視役の先生は、最後の子どもが退水したことを確認

終えるとき

プール活動が終わると、監視役の先生も監視を止め、水から上がった子どものシャワーや着替えの補助に回ることがあります。しかし、プールに残っている子どもがいると、再び遊び始めたり、中には転んでしまうことがあるかもしれません。大人が見ていないプール内に子どもだけがいるのは、非常に危険です。

監視役の先生は、子どもたち全員が退水するまで、その役割を全うすることが重要です。全員の退水後、再度プールに目をやり、指さし確認をして水の中に残っている子どもがいないことを確認しましょう。

4．水をためたプールからは、子どもを離す工夫を

プール活動外

プール活動・水遊びの時間に関係なく、子どもは、水の入ったプールに近づき、中をのぞいたり、水を触ったりします。もし、水に落ちてしまったりすると、溺れ事故につながりかねません。

子どもにプール活動・水遊びの時間以外はプールに近づかないよう指導すると同時に、入口に鍵をかける、柵を設けるなど、子どもがプールに近づくことができないような工夫をしましょう。活動後、すぐに水を抜くのも有効ですが、その場合は、水がなくなったことを確認しましょう。

消費者安全調査委員会

令和２年５月 21 日

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/

消費者安全調査委員会では、令和元年の夏に、首都圏にある保育所や認定こども園、計 10 園にご協力いただき、カメラを設置してプール活動・水遊びの様子を撮影しました。

監視・救助資格を持つ専門家に、撮影された映像のうちプール活動・水遊びの映像 226 時間分を見てもらい、溺れ事故につながる危険性のある場面を抽出してもらったところ、「転倒」、「飛び込み」、「プールのへりに乗る、座る、またぐ、立つ」、「プール外から中をのぞき込む」、「プールの中で転んだ子どもの上に乗ってしまう」、「ふざけてほかの子どもを沈める」といった場面が見られました。

調査で見られた危ない場面

また、監視役の先生が活動時間中に片付けなどの別作業をする、子どもの相手をする、全体を見渡すことができない場所にいて、監視に死角が生じているなど、監視が十分にできていない場面が見受けられました。

監視が十分にできていない場面は、自由活動の時間内に多く発生していましたが、子どもの着替えやシャワーの手伝いなど、プール活動を始める前、終える時にも多く発生していました。

【プール活動・水遊びの前に】

- **園で決めた緊急時対応の手順をあらかじめ確認しましょう。**
- **あなたが監視する位置と時間を確認しましょう。**
  - ・各園で、プール全体を見渡すことができる場所を確認し、事前に監視に立つ場所を決めておきましょう。
  - ・物や人の影になって見えない部分がないか、実際に立ってみて確認しましょう。
  - ・監視役の先生が監視に専念できるよう、先生全員でプール活動の際の役割を話し合いましょう。

【プール活動・水遊び中】

- **プール全体、子どもたち全員を監視しましょう。**
  - ・規則的に目線を動かしながら監視しましょう。
  - ・監視場所に近いところや、浅い場所など、一般に安全と思われる場所も、監視がおろそかにならないよう、注意しましょう。
  - ・溺れるときには、助けを求めたり、苦しくて暴れるといった反応を伴うとは限らず、実際には静かに溺れることも多いと言われています。動かない子どもや不自然な動きをしている子どもがいないかに留意しながら監視をしましょう。
  - ・担任の先生と連携し、水が苦手な子、体の動きがぎこちない子、指示が伝わりにくい子、興奮しやすい子など、特に注意の必要な子どもについて理解した上で監視をしましょう。
  - ・ヒヤリハットを経験したときは、情報を園内で共有しましょう。

本資料は、調査で見られた監視の不十分なところがなくなるように、映像で見られた良い取組も参考にしながら、監視のポイントを提案しています。各園でプール活動・水遊びに関わる全ての方に理解していただくよう、各園でのプール活動・水遊びの際のルールや事前教育に取り入れていただき、プールシーズン前の職員会議や日々のミーティングなどの機会にご活用ください。また、溺れ事故につながる可能性のある子どもの行動についても確認していただき、子どもたちの安全教育にもご活用ください。

本資料にあるイラスト及び溺れ事故につながる危険性のある場面を、消費者庁のウェブサイトに掲載しています。

消費者安全調査委員会

令和２年５月 21 日

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/

資料③

プール活動・水遊びにおける事故防止について

～安全に楽しく活動するために必要なことは？～

令和６年６月21日
新潟市こども未来部
幼　保　支　援　課
（幼児教育・保育Ｇ）

もうすぐプール活動・水遊びの時期がやってきます。こどもたちも楽しみにしているプール活動・水遊びですが、国のガイドラインでも示されている通り、重大事故（死亡事故）が発生しやすい場面のひとつです。事故を未然に防止するため、関わるすべての職員に対して、「こどものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスク」や「注意すべきポイント」について、事故防止及び対応マニュアル（P7～８）を参考に**事前打ち合わせや確認を十分に行いましょう。**特に新任職員に対しては、現場に応じた適切な対応ができるよう丁寧な打ち合わせや確認が必要です。また、実施に当たっては、十分な協力体制をとってください。

職員全体で確認したい3つのポイント

1. 監視体制に空白が生じないようにする

×他の先生が忙しくしている…手伝わないと後ろめたい…。

〇監視役の先生は何もしていないのではなく、監視という子どもを守る大切な役割を果たしている。
施設長はそれを正しく認識し、適切な監視を実現するための人員の配置や指示をする。

2. 見落としがちなリスク・注意すべきポイントを職員間で共有する

×これまで事故は起きなかったのだから、このままで大丈夫。

〇職員配置、プールに入る園児数、時間帯など、これまでの当たり前の中にリスクが潜んでいるかも。

3. 救命措置の研修実施、緊急時の体制・対応方針の整理

×万が一の場合、誰かが対応してくれるだろう。

〇日常的に経験することがない場面で冷静に対応することは誰しも難しいもの。だからこそ、事前にシミュレーションを重ね、誰もが落ち着いて対応できるような体制を整える。

これまで事故は起きていないから、これからも絶対に起きない？

実際に、教育・保育施設におけるプール活動中の死亡事故は起きています。

＜死亡事故事例　①プール遊び最終日に…＞

〇３～５歳児 20 名、職員２名

〇園児がプールに入っている間、職員２名は、予定になかったすべり台の撤去作業を現場判断で始め、監視に徹する者がいない状態（約１分）で事故が発生。

別の園児が「あー」という声を上げたため、職員が近づいたところ、うつ伏せで浮かんでいる４歳児女児１名を発見。心臓マッサージ、人工呼吸、AED を使用した救命措置を行ったが、搬送先の病院で死亡が確認された。

＜死亡事故事例　②新任1年目の職員が１人で…＞

〇３歳児 29 名（２クラス）、職員２名

〇１クラスが先にプールから上がり、残ったもう１クラス（11 名）は新任職員が１人でみていた。ビート板等の片付けを並行して行っていたことで監視が疎かになり（30 秒程度）、先にプールから上がっていた職員が、男児１名が浮かんでいることを発見。

水を吐き、目を少し開けていたことから、救急車を要請せず隣接した医療機関へ運ぶ（園長判断）。医師による救命措置と同時に、医療機関スタッフが 119 番通報。搬送先の病院で死亡が確認された。

資料④

プール活動・水遊びの前に…これだけは確認！

□監視者は配置しましたか

・監視に専念（こどもから目を離さない、他の作業をしない）

・十分な監視体制が確保できない場合は、プール活動を中止する

・規則的に目線を動かす
・全員が上がるまで役割を全うする

□プールの広さとこどもの人数は合っていますか

・他児との接触による衝突や転倒のリスク

・園児が密集していると、水中での異常を発見しづらい

□乳幼児の特性とリスクを理解していますか

・頭部が重い、目線の位置が低い、視界が狭い、判断力や危機回避能力が乏しいことから大人よりも転倒しやすい

・自分の体重を支えるだけの腕力がないため、転倒してしまうと起き上がるのが困難

・苦しくて暴れるといった反応を伴うとは限らない
・実際には、静かに溺れることも多い

□緊急時のシミュレーションはできていますか

・心肺蘇生法、AED 操作方法を定期的に確認

・緊急時対応のフローチャート作成、職員への周知

※上記は最低限の確認事項です。詳細は、事故防止及び対応マニュアル「水遊び」をご確認ください。

令和６年６月２１日　こども未来部幼保支援課